

## 酪農経営改善緊急支援事業実施要領

制定 令和4年12月23日付け4畜産第1736号  
農林水産省畜産局長通知

### 第1 趣旨

酪農経営改善緊急支援事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たっては、酪農経営改善緊急支援事業補助金交付等要綱（令和4年12月23日付け4畜産第1735号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 事業の内容

事業実施主体は、自ら又は取組主体を通じて、次の取組を行うものとする。

#### 1 酪農経営の改善

##### ア 生乳生産抑制計画の策定

酪農経営体による生乳生産抑制に必要な低能力牛の削減のための生乳生産抑制計画の取りまとめ及び策定を行う。

##### イ 奨励金の交付

緊急的に低能力牛の頭数を削減し、一定期間生乳生産の抑制の取組を行う酪農経営体に対し、奨励金を交付する。

#### 2 事業の推進指導

1の事業の円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、推進指導等に要する経費を交付する。

### 第3 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次に掲げる条件を全て満たす事業者であって、公募により選定するものとする。なお、事業実施主体は、（2）の積立て等に当たっては、関係者一丸となって生乳需給の改善を推進する観点から、生産者等に加え、乳業者にもその負担を求めることができるものとする。

（1）横断的な生乳需給の調整が行うことができること。

（2）本事業を推進するため、別途、生産者等の負担による積立て等を行い、別表2に掲げる奨励金の交付と併せて交付すること。

（3）（2）の積立て等について、積立て等の方法、用途及び資金管理のルールが明確になっていること。

2 募集方法については、農林水産省のウェブサイトにおいて、原則として農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が公募するものとし、その詳細は畜産局長が別に定める公募要領によるものとする。

3 追加公募を実施する場合は、畜産局長が別に定める追加公募要領に基づき行うものと

する。

#### 第4 取組主体

- 1 本事業における取組主体は農業協同組合、農業協同組合連合会又は3戸以上の酪農経営体等で次の事項の全てを内容とする規約を有するもの（以下「生産者集団」という。）とする。
  - (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
  - (2) 生産者集団の運営に関する事項
  - (3) 持続的な生乳生産に関する事項
  - (4) 会計、補助金の管理及び用途に関する事項
  - (5) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項
- 2 第3の1の(2)及び(3)に定める生産者等の負担による積立て等を、取組主体自らが実施する場合は、当該取組主体は次の条件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 本事業を推進するため、別途、生産者等の負担による積立て等を行い、別表2に掲げる奨励金の交付と併せて交付すること。
  - (2) (1)の積立て等について、積立て等の方法、用途及び資金管理のルールが明確になっていること。

#### 第5 事業への参加要件

本事業への参加要件は次のとおりとする。

- (1) 本事業に参加する酪農経営体は、生乳生産抑制計画を策定すること。
- (2) (1)の生乳生産抑制計画は、次の要件を満たす計画であること。
  - ア 低能力牛を食肉用として出荷し、当該経営体における生乳の全出荷量を抑制することであること。

なお、低能力牛とは、ホルスタイン種、ジャージー種、その他乳用種の経産雌牛であって、経済合理性が低いものとして酪農経営体が判断する牛とする。
  - イ 令和5年度の生乳の全出荷量が、令和3年10月から令和4年9月までの期間の生乳の全出荷量と比較し、削減頭数1頭当たり7.5トン以上抑制されるものであること。ただし、本事業に参加する酪農経営体における令和3年10月から令和4年9月までの経産牛1頭当たりの年間平均生乳出荷量が、例えば放牧を主体とする等の理由により、7.5トンを下回る場合にあっては、令和5年度の生乳の全出荷量が、当該酪農経営体における令和3年10月から令和4年9月までの経産牛1頭当たりの年間生乳平均出荷量と比較し、削減頭数1頭当たり当該年間平均生乳出荷量以上抑制されていれば要件を満たすものとする。なお、当該期間において、生乳の出荷がない場合は、参加要件を満たさないものとする。
  - ウ 令和6年度の生乳の全出荷量は、原則として、令和5年度の生乳の全出荷量以下であること。
- (3) 奨励金の対象となる削減頭数は、令和4年10月1日時点において当該酪農経営体

が飼養する経産牛頭数の50%未満とする。

## 第6 成果目標

本事業における成果目標は、次のとおりとする。

- 1 令和5年度の生乳の全出荷量は、令和3年10月から令和4年9月までの期間の生乳の全出荷量と比較し、削減頭数1頭当たり7.5トン以上抑制されるものであること。なお、第5の(2)のイのただし書に規定する場合にあっては、当該酪農経営体における令和5年度の生乳の全出荷量が、当該酪農経営体における令和3年10月から令和4年9月までの経産牛1頭当たりの年間生乳平均出荷量と比較し、削減頭数1頭当たり当該年間平均生乳出荷量以上抑制されていることとする。
- 2 令和6年度の生乳の全出荷量は、原則として、令和5年度の生乳の全出荷量以下であること。

## 第7 目標年度

本事業の目標年度は令和6年度とする。

## 第8 補助率

本事業の補助率は別表2に掲げるとおりとする。

## 第9 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、交付決定日から令和5年3月31日までとする。

## 第10 事業実施の手続

- 1 事業実施計画の作成等
  - (1) 要綱第5の畜産局長が別に定める事業実施計画は、別記様式第1号によるものとする。
  - (2) 事業実施主体は、事業実施計画を畜産局長に提出し、その承認を受けた上で、要綱第7第1項に定める交付申請書の提出の際に添付するものとする。
  - (3) 要綱第13第1項に規定する計画の変更等を行う場合には、あらかじめ畜産局長と変更する事業実施計画を調整の上、要綱第13第1項に定める補助金変更等承認申請書の提出の際に添付するものとする。
- 2 生乳生産抑制計画の作成等
  - (1) 本事業に参加する酪農経営体は、別記様式第2号により、第5に規定する生乳生産抑制計画(別記様式第2号)を作成し、事業実施主体又は取組主体に提出するものとする。ただし、提出先は1つの事業実施主体又は取組主体に限るものとする。
  - (2) 取組主体は、(1)の酪農経営体から提出を受けた生乳生産抑制計画(別記様式第2号)を取りまとめ、別記様式第3号により、生乳生産抑制計画(別記様式第3号)を作成し、事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。

(3) 事業実施主体は、(1)の酪農経営体から提出を受けた生乳生産抑制計画(別記様式第2号)及び取組主体から提出を受けた生乳生産抑制計画(別記様式第3号)を踏まえ、1の(1)の事業実施計画を作成し、畜産局長に提出して、その承認を受けるものとする。なお、公募要領に基づき提出し、内容に変更がない場合は提出を省略することができるものとする。

(4) 取組主体又は酪農経営体は、事業実施期間中に低能力牛の頭数削減に係る計画に変更が生じた場合は、生乳生産抑制計画を速やかに修正し、提出先に修正した生乳生産抑制計画を提出して、その承認を受けるものとする。

### 3 事業実施計画等の進捗状況報告

(1) 本事業に参加する酪農経営体は、2の(1)で作成した生乳生産抑制計画について、四半期ごとの進捗状況を、別記様式第4号により、当該四半期の最終月の翌月の10日までに取組主体に提出し、報告するものとする。

(2) 取組主体は、(1)の酪農経営体から提出のあった進捗状況報告(別記様式第4号)を取りまとめ、別記様式第5号により、当該四半期の最終月の翌月の20日までに事業実施主体に報告するものとする。

(3) 事業実施主体は、(2)の取組主体から提出のあった進捗状況報告を踏まえ、1の(1)の事業実施計画について、当該四半期ごとの進捗状況を、別記様式第6号により、当該四半期の最終月の翌月末までに畜産局長に報告するものとする。

## 第11 補助対象経費等

1 本事業の補助対象経費は、別表1及び2に掲げるとおりとする。また、事業の一部を他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を事業実施計画に記載しなければならない。

(1) 委託先

(2) 委託する事業及びそれに要する経費

2 補助対象経費は、本事業を実施するために必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。

## 第12 事業の着手

1 事業の着手は、原則として、補助金交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情において事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

2 1のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、あらかじめ畜産局長の適正な指導を受けた上で、交付決定前着手届(以下「着手届」とい

う。)を、別記様式第7号により、畜産局長に提出するものとする。

- 3 畜産局長は、事業実施主体の1のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 交付決定前に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日及び着手届の文書番号を記載するものとする。
- 5 1から3までの規定は、取組主体による事業の着手に準用する。この場合において、「事業実施主体」とあるのは「取組主体」と、「別記様式第7号」とあるのは「別記様式第8号」と、「畜産局長」とあるのは「事業実施主体の長」と読み替えるものとする。

### 第13 事業達成状況の報告

- 1 取組主体は、事業年度の翌年度の5月末までに別記様式第9号の事業達成状況報告書を作成し、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の報告を取りまとめ、別記様式第9号の事業達成状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに畜産局長に報告するものとする。

### 第14 事業の評価

- 1 事業実施主体が行う成果目標の達成状況の自己評価は、別記様式第10号により、事業完了年度の翌年度の7月末日までに畜産局長に報告するものとする。
- 2 畜産局長は、事業実施主体からの点検評価の結果、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- 3 事業実施主体は、2の指導内容に応じ、取組主体を指導するものとする。

### 第15 奨励金の返還

- 1 畜産局長は、酪農経営体が要綱第5の規定により承認を受けた事業実施計画に定められた取組を行ったと認められない場合、交付要綱第21の規定による交付決定の取消がされた場合、本事業に参加する酪農経営体が第6の成果目標を達成しなかった場合、又は令和5年度の生乳の出荷量がない場合は、事業実施主体に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 1の返還については、自然災害その他事業実施主体の責めに帰さない事情により、事業実施計画に定められた取組が行われなかったこと等が確認できる場合にあっては、その対象としないことができるものとする。

### 第16 不正行為に対する措置

畜産局長は、事業実施主体が本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正な行為又はその疑いのある行為に関する事

実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

## 第17 その他

本事業を実施する場合には、畜産局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則（令和4年12月23日付け4畜産第1736号）

- 1 この要領は、令和4年12月23日から施行する。
- 2 第14の2における指導について、生乳需給状況の改善等により、令和6年度において生乳生産の抑制の必要がなくなったと判断できる場合は、この限りではない。
- 3 第15の2について、畜産局長が別に示す生乳需給の改善判断基準等に基づき、令和6年度において生乳生産の抑制の必要がなくなったものとして、取組主体が事業実施主体と予め合意している場合も含むものとする。

別表 1

## 補助対象経費

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	酪農経営体が生産抑制計画に基づき、生乳生産を抑制するために、低能力牛頭数削減の実施に要する経費	
	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品に係る経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3万円未満のものに限る。） ・ CD-ROM等の記録媒体（3万円未満のものに限る。） ・ 試験等に用いる器具等（3万円未満のものに限る）	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（た		

		だし、基本料金は除く。)	
	データ収集・ 処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。</li> </ul>
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>・補助金の額の50%未満とすること。</li> <li>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</li> <li>・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。</li> </ul>
役務費	試験・分析費	事業を実施するために直接必要な	

		分析、試験、加工等を専ら行う経費	
		事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは成り立たない業務の役務等に係る経費	
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、入札に至らなかった場合は原則3社以上の見積もりによる随意契約とすること。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務に係る人件費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

別表 2

事業内容	補助対象経費	補助率
<p>1 酪農経営の改善</p> <p>ア 生乳生産抑制計画の策定</p> <p>イ 奨励金の交付</p>	<p>酪農経営体による生乳生産抑制に必要な低能力牛の削減のための生乳生産抑制計画の取りまとめ及び策定に要する経費</p> <p>低能力牛の頭数削減の実施に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>1頭当たりの単価は以下のとおり。          令和5年3月から同年9月までに削減した場合、150千円          令和5年10月から令和6年3月までに削減した場合、50千円</p> <p>※ なお、令和5年3月から同年9月までに削減する場合にあっては、事業実施主体又は取組主体は、第3の1の(2)又は第4の2の(1)の規定に基づき、生産者等の負担による積立て等から1頭当たり50千円以上の交付を行うこと。</p> <p>定額</p>
<p>2 事業の推進</p>	<p>1の実施に必要な会議、調査等に要する経費</p>	<p>定額</p>

農林水産省畜産局長 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

酪農経営改善緊急支援事業の事業実施計画の承認（変更）申請について

令和〇年度において、下記のとおり酪農経営改善緊急支援事業を実施したいので、酪農経営改善緊急支援事業実施要領（令和4年12月23日付け4畜産第1736号農林水産省畜産局長通知）第10の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「酪農経営改善緊急支援事業実施計画書」のとおり

注：本事業に係る公募要領に基づき提出済みの事業実施計画から変更がないときは、「〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を事業実施主体の事務室に備え付けておくこと。

3 事業に要する経費及び負担区分

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：事業の一部を他の者に委託して実施する場合には、委託先及び委託費を備考欄に記入すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

注：本事業に係る公募要領に基づき提出済みの資料から変更がないときは、「〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を事業実施主体の事務室に備え付けておくこと（電磁的記録をもって保管することも可）。

別記様式第1号 別添

酪農経営改善緊急支援事業実施計画書

1 事業計画概要

- (1) 事業参加箇所数 ○○箇所  
 (2) 本事業の対象となる低能力牛削減頭数及び奨励金額

令和4年10月1日時点における経産牛頭数(頭)	削減期間	低能力牛削減頭数(頭) ①	奨励金単価(円/頭) ②	奨励金額(円) ③ (①×②)	うち生産者等 拠出額(円) ④
	令和5年3月から9月まで				

注) 内訳については別添の参考資料に記載すること。

2 成果目標

(令和5年度)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和5年度削減頭数				—	—
生乳全出荷量	基準 ①				
	令和5年度 ②				
生乳出荷抑制量 ①－②					

※①の基準については令和3年10月から令和4年9月までの生乳全出荷量とし、各四半期の生乳全出荷量については、それぞれ基準量の1/4、2/4、3/4、4/4を記載すること。

※令和5年度の生乳全出荷量については、各四半期ごとに累計を記載すること。

※令和5年度削減頭数については、令和5年3月に削減した場合は、令和5年度第1四半期の削減頭数に計上すること。

(令和6年度)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
生乳全出荷量	令和5年度 ①				
	令和6年度 ②				
生乳出荷抑制量 ①－②					

※各四半期ごとに累計を記載すること。

別添の参考資料

1 奨励金の内訳

番号	取組 主体名	都道 府県名	参加箇 所	低能力牛削減頭数（頭）		奨励金の内訳（千円）				
						補助金額			生産者拠 出分	
				R5.9 まで ①		計	R5.9 まで (①×150)			計
1	〇〇農協	〇〇県	〇〇	〇〇		〇〇	××		××	
2	△△農協	××県	□	□□		□□	◎◎		◎◎	

2 削減頭数の内訳（令和5年度）

番号	第1四半期	第2四半期			計

※令和5年3月に削減した頭数は、令和5年度第1四半期に計上すること。

3 生乳全出荷量

(1) 基準量と令和5年度との比較

番号	基準量					生乳全出荷量（令和5年度）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計

※各四半期ごとに累計を記載すること。

※基準量とは、各酪農経営体における令和3年10月から令和4年9月までの生乳全出荷量を指し、各四半期の生乳全出荷量については、それぞれ基準量の1/4、2/4、3/4、4/4を記載すること。

(2) 令和5年度と令和6年度との比較

番号	生乳全出荷量（令和5年度）					生乳全出荷量（令和6年度）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計

※各四半期ごとに累計を記載すること。

(3) 合計

番号	生乳出荷量（t）			生乳出荷抑制量（t）				摘要
	基準量 ①	令和5年度 ②	令和6年度 ③	令和5年度		令和6年度		
				削減量 ④ (①-②)	1頭当たり ⑤ (④/A)	削減量 ⑥ (①-③)	1頭当たり ⑦ (⑥/A)	
	〇〇	〇〇	〇〇					

※生乳出荷量の基準量については令和3年10月から令和4年9月までとする。

※1頭あたりの出荷抑制量について、令和5年3月に削減した頭数については、計上しないこと。

別記様式第2号（第10の2の（1）関係）

酪農経営改善緊急支援事業における生乳生産抑制計画

○年○月○日

（ 取組主体  
（○○農業協同組合） ） 殿

酪農経営改善緊急支援事業実施要領（令和4年12月23日付け4畜産第1736号農林水産省畜産局長通知）第10の2の（1）の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 助成対象者

経営区分	
氏名又は法人・組織名	フリガナ
代表者氏名 (法人・組織の場合)	フリガナ
郵便番号・住所	
連絡先	(電話番号／電子メール)

2 (独) 家畜改良センターへの農家マスタ登録内容

牛個体識別に係る 管理者等コード番号	氏名	住所

注1) 複数の登録がある場合は、全て記載すること。また、組織で参加する場合は、別途全ての構成員について記載すること。

注2) 取組主体が本事業の遂行のために牛個体識別情報の提供を行う場合は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別データ利用規程」第4条の(3)の規定に基づき、別途、取組主体が準備した同意書の提供に協力すること。

### 3 本事業の対象となる低能力牛削減頭数及び奨励金額

令和4年10月1日時点の経産牛頭数(頭)	削減期間	低能力牛削減頭数(頭) ①	奨励金単価(円/頭) ②	奨励金額(円) ③ (①×②)	うち生産者等拠出額(円)
	令和5年3月から9月まで				

低能力牛と判断した理由

--

### 4 成果目標

(令和5年度)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和5年度削減頭数				—	—
生乳全出荷量	基準 ①				
	令和5年度 ②				
生乳出荷抑制量 ①-②					

※①の基準については令和3年10月から令和4年9月までの生乳全出荷量とし、各四半期の生乳全出荷量については、それぞれ基準量の1/4、2/4、3/4、4/4を記載すること。

※令和5年度の生乳全出荷量については、各四半期ごとに累計を記載すること。

※令和5年度削減頭数については、令和5年3月に削減した場合は、令和5年度第1四半期の削減頭数に計上すること。

(令和6年度)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
生乳全出荷量	令和5年度 ①				
	令和6年度 ②				
生乳出荷抑制量 ①－②					

※各四半期ごとに累計を記載すること。

別記様式第3号（第10の2の（2）関係）

番 号  
年 月 日

（事業実施主体の長） 殿

住所  
（法人名）  
代表者氏名

生乳生産抑制計画の承認について

生乳生産抑制計画について、酪農経営改善緊急支援事業実施要領（令和4年12月23日付け4畜産第1736号農林水産省畜産局長通知）第10の2の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

（注） 関係書類として別添を添付すること。

別添

酪農経営改善緊急支援事業における生乳生産抑制計画

1 取組主体の概要

取組主体名	
住 所	〒  TEL( ) - FAX( ) -
代表者氏名	
事業参加者数	

2 (独) 家畜改良センターへの農家マスタ登録内容

牛個体識別に係る 管理者等コード番号	氏名	住所

注1) 複数の登録がある場合は、全て記載すること。また、組織で参加する場合は、別途全ての構成員について記載すること。

注2) 取組主体が本事業の遂行のために牛個体識別情報の提供を行う場合は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別データ利用規程」第4条の(3)の規定に基づき、別途、取組主体が準備した同意書の提供に協力すること。

3 本事業の対象となる低能力牛削減頭数及び奨励金額

令和4年10月1日 時点経産牛頭数(頭)	削減期間	低能力牛削減 頭数(頭) ①	奨励金単価 (円/頭) ②	奨励金額 (円) ③ (①×②)	うち生産者等 拠出金(円) ④
	令和5年3月 から9月まで				

4 成果目標  
(令和5年度)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和5年度 削減頭数				—	—
生乳全 出荷量	基準 ①				
	令和5年度 ②				
生乳出荷 抑制量 ①－②					

※①の基準については令和3年10月から令和4年9月までの生乳全出荷量とし、各四半期の生乳全出荷量については、それぞれ基準量の1/4、2/4、3/4、4/4を記載すること。

※令和5年度の生乳全出荷量については、各四半期ごとに累計を記載すること。

※令和5年度削減頭数については、令和5年3月に削減した場合は、令和5年度第1四半期の削減頭数に計上すること。

(令和6年度)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
生乳全 出荷量	令和5年度 ①				
	令和6年度 ②				
生乳出荷抑制量 ①－②					

※各四半期ごとに累計を記載すること。

別添の参考資料

1 奨励金の内訳

番号	参加者名	市町村名	低能力牛削減頭数（頭）		奨励金の内訳（千円）				
					補助金額			生産者 拠出分	
			R5.9 まで ①		計	R5.9 まで (①×150)			計
1	〇〇 太郎	〇〇市××	〇〇		〇〇	××		××	
2	△△ 次郎	□□市▲▲	□□		□□	◎◎		◎◎	

2 削減頭数の内訳（令和5年度）

番号	第1四半期	第2四半期			計

※令和5年3月に削減した頭数は、令和5年度第1四半期に計上すること。

3 生乳全出荷量

(1) 基準量と令和5年度との比較

番号	基準量					生乳全出荷量（令和5年度）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計

※各四半期ごとに累計を記載すること。

※基準量とは、各酪農経営体における令和3年10月から令和4年9月までの生乳全出荷量を指し、各四半期の生乳全出荷量については、それぞれ基準量の1/4、2/4、3/4、4/4を記載すること。

(2) 令和5年度と令和6年度との比較

番号	生乳全出荷量（令和5年度）					生乳全出荷量（令和6年度）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計

※各四半期ごとに累計を記載すること。

(3) 合計

番号	生乳出荷量（t）			生乳出荷抑制量（t）				摘要
	基準量 ①	令和5年度 ②	令和6年度 ③	令和5年度		令和6年度		
				削減量 ④ (①-②)	1頭当たり ⑤ (④/A)	削減量 ⑥ (①-③)	1頭当たり ⑦ (⑤/A)	
	〇〇	〇〇	〇〇					

※ 生乳出荷量の基準量については令和3年10月から令和4年9月までとする。

※ 1頭あたりの出荷抑制量について、令和5年3月に削減した頭数については、計上しないこと。

別記様式第4号（第10の3の（1）関係）

生乳生産抑制計画進捗状況報告（令和〇年度第〇四半期）

〇年〇月〇日

取組主体の長 殿

氏名（法人名）

住所

酪農経営改善緊急支援事業実施要領（令和4年12月23日付け4畜産第1736号農林水産省畜産局長通知）第10の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 低能力牛の削減状況

（単位：頭）

	令和〇年度				計
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
計画					
実績					

※実績については、低能力牛を食肉出荷したことを証する書類を添付すること。

2. 生乳出荷量の状況

（単位：トン）

基準量	令和〇年度				計
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
（対前年同期比）	（ %）	（ %）	（ %）	（ %）	

別記様式第5号（第10の3の（2）関係）

生乳生産抑制計画進捗状況報告（令和〇年度第〇四半期）

〇年〇月〇日

事業実施主体の長 殿

取組主体名  
代表者氏名  
住所

酪農経営改善緊急支援事業実施要領（令和4年12月23日付け4畜産第1736号農林水産省畜産局長通知）第10の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 低能力牛の削減状況

（単位：頭）

	令和〇年度				計
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
計画					
実績					

※実績については、低能力牛を食肉出荷したことを証する書類を添付すること。

2. 生乳出荷量の状況

（単位：トン）

基準量	令和〇年度				計
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
（対前年同期比）	（ %）	（ %）	（ %）	（ %）	

別記様式第6号（第10の3の（3）関係）

事業実施計画進捗状況報告（令和○年度第○四半期）

○年○月○日

農林水産省畜産局長 殿

事業実施主体名

代表者氏名

酪農経営改善緊急支援事業実施要領（令和4年12月23日付け4畜産第1736号農林水産省畜産局長通知）第10の3の（3）の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 低能力牛の削減状況

（単位：頭）

	令和○年度				計
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
計画					
実績					

※計画については、生乳生産抑制計画で記された削減頭数を記載すること。

2. 生乳出荷量の状況

（単位：トン）

基準量	令和○年度				計
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
（対前年同期比）	（ %）	（ %）	（ %）	（ %）	

農林水産省畜産局長 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和○年度酪農経営改善緊急支援事業の補助金交付決定前着手について

令和○年度酪農経営改善緊急支援事業の事業実施計画に基づく以下の事業について、  
下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手いたしましたので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体等が負担するものとする。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないものとする。
- 3 本事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更は行わないものとする。

事業概要

事業名	事業内容	総事業費 (円)	補助金 (円)	着手予定年 月日	完了予定年 月日	理由

※ 届出者が取組主体の場合は、「別紙様式第7号」を「別記様式第8号」に、「事業実施主体名」を「取組主体名」に、「畜産局長」を「事業実施主体の長」に書き替える。

別記様式第9号（第13関係）

年 月 日

〇〇年度 酪農経営改善緊急支援事業 達成状況報告書

農林水産省畜産局長※ 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

酪農経営改善緊急支援事業実施要領（令和4年12月23日付け4畜産第1736号農林水産省畜産局長通知）第13の規定に基づき、別添のとおり、事業の達成状況を報告します。

※ 取組主体が提出する場合は、宛先を公募団体の長とする。

酪農経営改善緊急支援事業達成状況報告書

1 達成状況概要

(1) 事業参加箇所数 ○○箇所

(2) 低能力牛削減頭数 単位：頭

令和4年10月1日時点の経産牛頭数(頭)	削減期間	低能力牛削減頭数(頭)		備考
		計画時(R4)	事業終了時(R5)	
	令和5年3月から9月まで			
	令和5年10月から令和6年3月まで			

2 生乳抑制量

単位：トン

基準量	生乳全出荷量(令和5年度)		生乳全出荷量(令和6年度)		備考
	生乳出荷抑制量	生乳出荷量(実績)	生乳出荷抑制量	生乳出荷量(実績)	

注) 内訳については別添の参考資料に記載すること。

3 削減した低能力牛の詳細

	牛個体識別番号	生年月日	(出荷先) 食肉処理場名	備考
1				
2				
3				
4				
5				

別記様式第 10 号（第 14 関係）

年 月 日

〇〇年度 酪農経営改善緊急支援事業評価報告書

農林水産省畜産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

酪農経営改善緊急支援事業実施要領（令和 4 年 1 2 月 2 3 日付け 4 畜産第 1 7 3 6 号農林水産省畜産局長通知）第 14 の規定に基づき、別添のとおり報告します。

別記様式第 10 号 別添

令和〇年度酪農経営改善緊急支援事業評価報告書

令和 4 年 10 月 1 日時 点経産牛頭 数 (頭)	低能力牛 更新頭数 (頭)		基準 生乳出荷量 (t)  ③	生乳生産量 (t) (令和 5 年度)		生乳生産量 (t) (令和 6 年度)		1 頭当たり 生乳抑制量 (t)	
	R5.9 まで (頭) ①	R6.3 まで (頭) ②		生乳出荷抑 制量 ④ (③-⑤)	生乳出荷量 (実績) ⑤	生乳出荷抑 制量 ⑥ (③-⑦)	生乳出荷量 (実績) ⑦	令和 5 年度 ⑧ (④ ÷ (①+②))	令和 6 年度 ⑨ (⑥ ÷ (①+②))

令和 5 年度 達成率 (%) ⑩  (⑧ - 8) × 100	令和 6 年度 達成率 (%) ⑪  (⑦ - 8) × 100	奨励金		備考
		補助金額 (円)	生産者拋出額 (円)	